

下記の①または②により手続きしてください。

①この用紙を記入し、下記の提出先に郵送または持参

②インターネット上で電子申請（アクセス等は裏面にてご確認ください）

※②インターネット上で手続きした場合、手続きが完了した旨のメールを受取ることができます。

堺市放課後子ども総合プラン事業利用時間延長申込書

令和 年 月 日

堺市教育委員会教育長 様

保護者 住 所

氏 名

電話番号

堺市放課後子ども総合プラン事業の利用に際し、午後 6 時 30 分から午後 7 時まで時間を延長して利用させたいので、堺市放課後子ども総合プラン事業実施要綱第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、午後 7 時までの利用を遵守できない場合は、利用時間の延長の承認を取り消されても異議はありません。

利用時間の延長を希望する期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで		
ルーム名・教室名 (利用事業)	堺市立 小学校堺っ子くらぶ (のびのびルーム)		
ふりがな			
児 童 氏 名		学年	年
ふりがな			
児 童 氏 名		学年	年
ふりがな			
児 童 氏 名		学年	年

注意

- 1 利用時間の延長の開始を希望する日の属する月の初日から起算して 6 開庁日前の日までに、この申込書を持参又は郵送により放課後子ども支援課に提出し、お申し込みください。
- 2 利用時間の延長に係る一部負担金は、月額のみ取扱いとなります。利用日数にかかわらず、日割計算は行いませんので、ご注意ください。
- 3 利用時間の延長を希望する期間は、延長開始月から当該延長開始月の属する年度の末月までの間で記入してください。

提出先（※堺っ子くらぶにはご提出いただけません）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市教育委員会 放課後子ども支援課

堺市役所 高層館 11 階北側 午前 9 時～午後 5 時 30 分(土曜・日曜・祝休日・年末年始除く)

TEL 072-228-7491 (直通) FAX 072-228-7009

利用時間延長申込について

下記の①または②により手続きしてください。

- ①裏面の用紙を記入し、郵送または持参にて提出（裏面をご確認ください）
- ②インターネット上で電子申請（アクセス等は下記にてご確認ください）
- ※②インターネット上で手続きした場合、手続きが完了した旨のメールを受取ることができます。

【インターネット上で電子申請する手順】

①右記 QR コードを読み取り、「堺市電子申請システム」にアクセスしてください（※）。



②利用者登録をしてください（登録済の場合は不要）。

③「放課後児童対策 利用時間延長申込」の手続ページにて必要事項を入力し、手続を完了させてください。

④登録しているメールアドレスに、手続きが完了した旨のメールが届いているか確認してください。

なお、②の利用者登録が完了した旨のメールだけではなく、その後に③の手続が完了した旨のメールも届いているかどうか確認してください。

※パソコンから手続きする場合は「堺市電子申請システム」にアクセスし、個人向けの手続一覧において、「放課後 延長申込」と入力し検索してください（単語の間にはスペースを入力）

【注意事項】

・利用時間の延長に係る一部負担金は、月額のみを取扱いとなります。利用日数にかかわらず、日割計算は行いませんので、ご注意ください。

・利用時間の延長の開始を希望する日の属する月の初日から起算して6開庁日前の日までに、電子申請してください。

※電子申請は午前0時00分～午後11時59分に受け付けたものを、その日の受け付け分として処理します。

また、土・日・祝休日・年末年始に受け付けたものは、その次の開庁日の受け付け分として処理いたします。

・本市での処理が完了した後に、申込に対する結果をご自宅に郵送します。

お問合せ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市教育委員会 放課後子ども支援課
TEL 072-228-7491（直通） FAX 072-228-7009
午前9時～午後5時30分（土曜・日曜・祝休日・年末年始除く）